

第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

1 望ましい環境像と施策体系

(1) 望ましい環境像

本市は、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵をはじめとして、住宅地の生け垣などの緑地や農地、また、残堀川、空堀川といった水辺等の貴重な自然環境を有しています。

これは、市民にとっても、魅力的な要素となっているとともに、私たちはこの貴重な財産を次世代につなげていく責務があります。

一方で、市民が描く、将来の武蔵村山市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、「人（子ども、高齢者）にやさしいまち」、「安心・安全のまち」、「人々との交流、つながり、活気のあるまち」などが挙げられています。

これは、「環境の保全」だけでなく、「環境と快適性」や「環境と産業」を両立させ、「住み良いまち」を築いていくことも重要な視点と捉えられているためと考えられます。こうしたことから、市が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む

住み良いまち むさしむらやま

「みどり」には、狭山丘陵をはじめとして、住宅地の生け垣や公園、街路樹、農地や残堀川、空堀川といった水辺などの本市が有する自然環境を表しています。

そして、「暮らし」には、人々の生活の快適性や安心・安全や経済、また、それらを築く人々を表しています。

これらの「みどり」と「暮らし」を市・市民・事業者、全主体で保全し、創出していくことが、これから5年目指していくまちの姿と考えます。

【参考：5年後の武蔵村山市のイメージ】

5年後の武蔵村山市はどのようなまちになっているのでしょうか。

『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』の実現に向けて取り組んだ先に、このようなまちの姿になっているのではないかというあるべき姿を描きました。

本計画においては、市・市民・事業者の協働のもと、このような社会実現を目指します。

○自然との共生、文化が大切にされています。

- ・狭山丘陵やまちなかの生け垣、農地、川などまちのみどりを、子どもも大人も市の宝物として大事にしています。
- ・身近なみどりには多様な生き物が息づいています。また、市内の文化を身近に感じることができます。
- ・市内の店舗、給食や食卓には、市内の農産物が並んでいます。
- ・市・市民・事業者みんなが自然の保全と創出のために取り組んでいます。

＜対応する施策の柱＞みどり等との共生

○エネルギーや資源を大切に暮らしています。

- ・市民や事業者は、暮らしや事業活動において、省エネルギーの行動を実践し、次世代のことを考え、エネルギーの選択、資源の活用を行っています。
- ・モノレールの延伸に向けて一歩ずつ協力するとともに、環境への負荷の少ない移動手段（自転車や徒歩、バス、低公害車など）を率先して活用しています。

＜対応する施策の柱＞エネルギーの有効利用の推進、4Rの推進

○水、空気、生活環境を大切にしています。

- ・環境基準が遵守され、川には水が流れ、水や空気がきれいで、市民は健康に毎日を過ごすことができます。
- ・身近な生活環境は、ポイ捨てなどもなく、美しいまちが保たれています。

＜対応する施策の柱＞生活環境の保全

○環境学習・環境教育について取り組み、市民参加が進んでいます。

- ・子どもたちは、地域の環境について、よく学び、地域の自然や環境を大切に思い、環境に配慮することが日常となっています。
- ・地域活動に、市民も事業者も率先して、取り組んでいます。

＜対応する施策の柱＞環境行動・教育の姿

(2) 施策体系

本計画では、『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』を実現するための、5つの施策の柱と環境目標等を掲げ、取組を行っていきます。

施策の柱	環境目標	取組方針
1 みどり等との共生	まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ	① みどりの保全・創出・育成 ② 水辺の保全・水循環の創出 ③ 農地の保全・農業の活性化 ④ 生物多様性の確保 ⑤ みどり等とのふれあいの場の創出 ⑥ 歴史的文化遺産の保全
2 エネルギーの有効利用の推進	ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの推進 ③ 低炭素なまちの形成 ④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握
3 4Rの推進	4Rを全員参加で進める	① ごみの発生抑制と排出抑制の促進 ② 資源化の推進 ③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理 ④ 不法投棄対策の推進
4 生活環境の保全	環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり	① 生活環境の保全 ② 新たな環境問題への対応 ③ 快適環境の保全
5 環境行動・教育の推進	環境活動への参加と次世代を育成する	① 環境情報の収集・提供 ② 学校・職場での環境教育 ③ 市民・事業者の環境活動の推進・支援

2 環境像の実現に向けた取組




基本施策柱1 みどり等との共生

●環境目標

まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

① みどりの保全・創出・育成

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

狭山丘陵・樹林地の保全については、基金を活用した保存樹林・保存樹木・生け垣の保護や市民参加による維持管理について継続的に行っています。

一方で、保存樹林・保存樹木・生け垣については、維持管理の大変さや周囲環境からの苦情により減少傾向となっており、基準の見直しや市の誇りとして位置づけ、普及啓発をしていくなどの取組も今後必要です。

社寺林については、所有者や檀家によって維持管理が行われており、保全策の検討は行われておらず、緑化審議会への調整を行っていくことが課題となっています。

公園・緑地等の維持管理を市と協働で行う公園・緑地等ボランティア制度については、近年増加傾向にあります。引き続き、市民と協働し公園・緑地等の維持管理を行っていくことが求められています。

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
狭山丘陵地等の保全	東京都景観計画や「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」等に基づき、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課 環境課 東京都	
保存樹木・樹林の保全	一定基準以上の樹林・樹木・生け垣の指定や「みどりの基金」を活用した維持管理に関する支援を行います。	環境課	○
社寺林の保全策等検討	社寺林の保全策についての検討を行うため、緑化審議会等への調整を行います。	環境課	○

※ 以下、積極的に市民・事業者の参画や連携が望まれる項目について、○をしています。

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
街路樹の管理	街路樹の管理を行います。 また、みどりのネットワークの主軸となる歩道等については、道路自体がレクリエーション機能を持つよう配置します。	道路下水道課 環境課	
公園の整備の推進	都市計画決定している公園の整備や条例等による公園の整備(一定規模以上の開発事業に対して公園や緑地の整備を指導)の推進を行います。	環境課	
ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成	公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理を進めます。 みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー(グリーンヘルパー)の育成を推進します。	環境課	○
公共施設及び民有地内の緑化の推進	庁舎等の公共施設の緑化を積極的に行います。また、「武蔵村山市まちづくり条例」等に基づき、緑化指導を行うとともに、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。	都市計画課 環境課	○

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
都市全体の緑化総量(緑被率) (%)	44.5 (平成23年度)	※1 45.0	※2 —
保存生け垣の延長(m)	4,709 (平成26年度)	※1 4,850	4,120
公園・緑地等のボランティア人数(人)	64 (平成26年度)	※3 148	148
グリーンヘルパー(1級)人数(人)	0 (平成26年度)	※4 8	10

※1 第二次みどりの基本計画より(令和4年度達成目標)




※2 みどりの基本計画の改訂時に調査する予定のため

※3 第五次長期総合計画前期基本計画より(令和7年度達成目標)

※4 令和元年度実績において既に目標を達成しているが、更なる増を目指す。

② 水辺の保全・水循環の創出

SDGsのゴールとの関連

	6. 安全な水とトイレを世界中に
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

水辺の保全については、自然環境に配慮した河川工事や河川維持管理、河川の水質保全に継続的に努めるとともに、市民と協力し残堀川クリーンアップ作戦を継続的に実施してきました。

また、各流域協議会・調査会・対策会等へ参加を行い、都や周辺市町と連携を図り、水量確保の対策を行いました。市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、水生生物の生息などの生態系や景観等に影響を及ぼしていることから、今後、引き続き対策に取り組むことが求められます。

雨水浸透・貯留施設の設置推進については、公共施設を中心に雨水のトイレ洗浄水やグラウンド等への散水として利用を行いました。

引き続き、都や周辺市町と連携を図り、水辺の保全に努めることが必要です。また、公共施設、各種事業で、水の循環の促進、水辺の保全を行うことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川などの主要河川について、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。 小河川については、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然回復を図ります。	環境課 道路下水道課 東京都	
河川の水質保全	河川の環境改善や水質浄化に関する情報発信を行います。 市民と協力し、残堀川クリーンアップ作戦等の河川清掃活動を実施します。	環境課 道路下水道課	○
水量確保の対策	各流域協議会・調査会・対策会等へ参加し、都や周辺市町と連携を図り、水量確保の対策を行います。	環境課 道路下水道課 東京都 周辺市町	
雨水浸透・貯留施設の設置の推進	公共施設等における雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養に努めます。	環境課 道路下水道課	○

●環境指標




【道路下水道課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
残堀川クリーンアップ作戦参加者数（人）	23 （平成26年度）	毎年、増加を目指します。	※ 0

※ 令和元年度は荒天により中止となった。

③ 農地の保全・農業の活性化

SDGs のゴールとの関連

	2. 飢餓をゼロに
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

農地の保全について、生産緑地地区の追加指定や、平成29年の生産緑地法改正により創設された特定生産緑地の指定を行っており、また、「武蔵村山市第三次農業振興計画」の運用により、農業基盤の整備・改善を行っています。

体験型市民農園については、2箇所120区画を整備（利用区99区画）し、利用者募集の支援を行っています。また、農業後継者と新規就業者の育成支援として、農業後継者団体への補助や農業育成講座の実施や援農ボランティア制度などの取組を行ってきました。

環境にやさしい農業については、農業者が使用する環境に配慮した生産資材等の購入経費の補助を行うとともに、東京都エコ農産物認証制度への支援を実施しています。

さらに、地産地消を促進するため、農産物品評会や農業まつりを行い、地元の食材のPRを行っています。また、市内小中学校の学校給食では、市内産作物の積極的な利用に努めています。

今後も、多様な担い手の確保・育成として、援農ボランティアや体験農園の利用者の増加に努める必要があります。また、東京都や周辺市町と連携を図りながら、規制緩和等新たな仕組みや制度の検討も必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
農地の保全	生産緑地地区の追加指定、及び改正以降は特定生産緑地の指定を行います。 また、「武蔵村山市第三次農業振興計画」の運用により、農業基盤の整備・改善を行います。	都市計画課 産業観光課	
地産地消の推進	積極的に市内の農作物のPRや学校給食等での活用に努めます。	産業観光課 環境課 学校給食課	○
多様な農の担い手の育成	体験型市民農園や援農ボランティア制度の運用を行います。また、農業後継者や新規就農者の育成を支援します。	産業観光課 東京都 周辺市町	○
環境に優しい農業支援	農業者が使用する環境に配慮した資材等の購入経費の補助を行うとともに、東京都エコ農産物認証制度への支援を実施します。	産業観光課	○

●環境指標

【産業観光課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
体験型市民農園の設置箇所数（箇所）	2 （平成26年度）	※ 3	2
認定農業者（人）	18 （平成26年度）	※ 46	41




※ 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）

【学校給食課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数（種類）	12 （平成26年度）	毎年、増加を目指します。	17

④ 生物多様性の確保

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

動植物の生育・生息環境の保全について、公園等の植栽の管理や、動植物の生育・生息の場を保全するため、残堀川クリーンアップ作戦の実施及び公園整備に関する検討を継続的に実施しています。外来生物に対する監視は、窓口での広報や相談の実施、水生生物調査の実施を行っています。

また、自然観察会や広報誌、ホームページを通じての動植物に関する情報提供を行っています。引き続きこれらの取組を行うことが必要です。

市民参加による動植物の実態調査は未実施となっており、今後は地域の専門家（理科教師やボランティア等）とも連携を図りながら、実態調査の実施に向けた検討を行っていくことが必要です。





一方、獣害による農作物被害の報告が年々増えており、広域の協議会に参加し、情報収集に努めるとともに、対策の検討も必要となります。生物多様性の視点で、外来種に関する市民への意識啓発も課題となります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
動植物の情報収集・情報提供の実施	地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。	環境課 文化振興課	○
獣害対策・外来種対策	広域の協議会に参加し、情報収集に努め、獣害対策・外来種対策を行います。 また、市民へ積極的に情報提供や啓発等を行います。	環境課 産業観光課	○

⑤ みどり等とのふれあいの場の創出

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナースHIPで目標を達成しよう

●現状と課題

里山とのふれあいの場の創出については、自然観察会や環境学習会、土曜日チャレンジ学校などの一部として狭山自然学校の開催、支援を行っています。各種学習会について自然観察会や環境学習会の参加者数は横ばいですが、狭山丘陵自然学校の実施回数、参加者数は平成22年をピークに減少傾向にあります。これは、学校週5日制事業として実施していることから子供たちの土曜日の過ごし方が多様になっていることによると考えられます。

水辺とのふれあいの場の創出については、残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施するとともに、水辺に生息・生育する動植物の観察会を開催し、意識啓発を図っています。

農地とのふれあいの場については、農業まつりの開催、体験型市民農園の利用促進、市内の小学5年生を対象にした水田学習の実施や市内小学校の児童・生徒を対象にした学校農園で野菜や花を栽培しています。

さらに、市民・事業者と、より一層の連携を図り、参加者層の拡大や市民・事業者の取組の把握について努めることが課題です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
里山等とのふれあいの場の推進	環境学習会や自然観察会、土曜日チャレンジ学校などの開催・支援を行います。	環境課 文化振興課	○
水辺とのふれあいの場の推進	残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施します。 歴史民俗資料館では、狭山丘陵を散策しながら早春にみられる野鳥・野草を観察する自然観察会を開催します。 また、空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。	環境課 文化振興課 道路下水道課 東京都	○
農地とのふれあいの場の推進	農業まつりの開催や、体験型市民農園の利用促進、学校農園などの支援を行います。	産業観光課 教育総務課	○

●環境指標

【環境課、文化振興課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	3回 43人 (平成26年度)	毎年、増加を 目指します。	※ 1回 32人

※ 環境学習会（春、秋）・自然観察会（狭山丘陵の早春）は、荒天及び新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった。

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	2回 33人 (平成26年度)	毎年、増加を 目指します。	※ 0回 0人

※ 環境学習会（春、秋）・自然観察会（狭山丘陵の早春）は、荒天及び新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった。

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
親水緑地広場の箇所数（箇所）	7 (平成26年度)	※ 8	7

※ 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）

【産業観光課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	※ ¹ 2箇所 107人 (平成26年度)	※ ² 3箇所 毎年、増加を 目指します。	2箇所 99人

※¹ 体験型市民農園

※² 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）

⑥ 歴史的文化遺産の保全

SDGsのゴールとの関連



4. 質の高い教育をみんなに

●現状と課題

歴史的文化遺産の保全として、都指定文化財2件、市指定文化財23件に対し、保存指導及び修理時の補助、市内の文化財の収集及び保管を行っています。

また、宅地開発計画等が生じた場合は、事前に宅地開発事業者と調整し、埋蔵文化財の所在の確認を行い、埋蔵文化財包蔵地内、周辺地で試掘調査等を実施し、歴史的文化遺産の保全を行っています。

一方、歴史的文化遺産とのふれあいについては、市民が文化財にふれあう機会を創出するとともに、維持管理に努め、市のホームページやフェイスブック、歴史民俗資料館のホームページ、資料館だより等を活用し普及啓発を行っています。

今後も引き続き、歴史的文化遺産の保全やふれあいの場の創出に取り組むことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
歴史的文化遺産の保全	埋蔵文化財をはじめ、各種歴史的文化遺産を保全します。	文化振興課	○
情報発信、ふれあいの場の創出	市民が文化財にふれあう機会を創出するとともに、歴史民俗資料館やホームページ等で普及啓発を行っていきます。	文化振興課	○



基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

●環境目標

ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う

① 省エネルギーの推進

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を

●現状と課題

省資源・省エネルギーの推進では、公共施設における省エネ対策、雨水の利用促進や省資源対策を行っています。今後も引き続き、積極的に取組を進めるとともに、その成果を環境学習等に活用するなど、市民や事業者の取組につなげることが求められます。

また、市の取組として、庁舎内、園内灯のLED化を実施し、現在、防犯灯及び街路灯のLED化を進めています。

なお、エネルギーに関する社会情勢や技術動向は刻々と変化していることから、情報を積極的に入手し、柔軟に対応することや市民・事業者への情報提供が必要となります。

今後は、市の取組把握だけでなく、市民・事業者の取組状況や実態を把握していくことが課題となっています。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共施設等における省エネ対策の推進	公共施設等における省エネ対策（エネルギー削減、水使用量削減）を推進します。 公用車の低燃費化とともに、庁用自転車の活用を図ります。	環境課 総務契約課	
家庭及び事業所における省エネに関する意識啓発・情報提供	公共施設における省エネ対策の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネ改修の支援等の情報提供を行います。	環境課 産業観光課	○
家庭及び事業所における省エネに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている省エネに関する取組の把握に努めています。	環境課	○

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
公共施設等におけるエネルギー使用量 及び温室効果ガス排出量（総量） （kg-CO ₂ /年）	※1 5,050,709.98 （平成27年度）	※2 4,798,207	3,747,933.26

※1 第三次地球温暖化対策実行計画より

※2 令和元年度実績において既に目標を達成しているが、更なる減を目指す。

【環境課】



環境指標	基準年度	目標	令和元年度
一世帯あたりの使用量（電気）	— （平成26年度）	把握方法を検討する。	—
一世帯あたりの使用量（都市ガス）	※1 366.3 m ³ （平成26年度）	使用量の削減を図る。	※1 335.6 m ³
一世帯あたりの使用量（水道）	※2 733.1 ℓ （平成26年度）	使用量の削減を図る。	※2 680.4 ℓ

※1 市統計書より算出。武陽ガス提供資料を基に作成、対象期間は1月から12月。

※2 市統計書より算出。東京都水道局提供資料を基に作成、対象期間は統計書作成の前年度。

② 再生可能エネルギーの推進

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を

●現状と課題

公共施設では、積極的に再生可能エネルギーの導入を進めてきました。今後も引き続き導入するとともに、その成果を市民・事業者へ広く普及啓発を行うことが必要です。

なお、省エネルギーの推進と同様に、再生可能エネルギーの推進においても、社会情勢や技術動向は刻々と変化していることから、情報を積極的に入手し、柔軟に対応することや市民・事業者への情報提供を行うことが必要です。

また、市の取組把握だけでなく、市民・事業者の取組状況や実態を把握していくことが課題となっています。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共施設等における再生可能エネルギー導入	公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。	環境課 総務契約課	
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する意識啓発・情報提供	公共施設における再生可能エネルギー導入の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネ改修の支援、情報提供を行います。	環境課 産業観光課	○
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている再生可能エネルギーに関する取組の把握方法について検討を行い、実施します。	環境課	○

●環境指標

【総務契約課、環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
公共施設等における再生可能エネルギー導入量	— (平成 26 年度)	再生可能エネルギーの導入状況を把握する。	※ 4.169kwh

※ 湖南地区集会所に設置している太陽光発電システムの売電量。

【環境課】



環境指標	基準年度	目標	令和元年度
市内の再生可能エネルギー導入量	— (平成 26 年度)	再生可能エネルギーの導入状況を把握する	※ 75.5kwh

※ 市内事業者が二酸化炭素排出抑制対策事業者等補助金を利用して設置した太陽光発電システムの発電予測量。

市が推薦書を交付する際に、事業者が提出した資料による数値。

③ 低炭素なまちの形成

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を

●現状と課題

本市の都市活動に係わる二酸化炭素排出量（民生家庭部門、民生業務部門、交通部門）が排出量の全体の9割弱を占めており、市・市民・事業者が連携を図り、低炭素なまちの形成を進めていくことが必要です。

交通部門については、市内循環バスの効果的な運行、乗合タクシー「むらタク」の利用促進や、自転車活用の総合的な推進など、低炭素な乗り物への転換の促進を行っていくことが必要です。

また、市の悲願でもあるモノレールの延伸については、令和2年度東京都予算に延伸に係る整備費用として1億円が計上され、上北台から箱根ヶ崎間のモノレールの基本設計、新青梅街道の道路予備設計等に着手しており、その実現に向けて一歩ずつ取組が進んでいます。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共交通の利用促進	公共交通の利用促進に関する普及啓発・情報発信を行います。 市内循環バスや乗合タクシー「むらタク」の効果的な運行やバス事業者やタクシー事業者等と連携を図り、交通利便性の向上に努めます。 また、モノレール延伸の実現に向けて取組を進めます。	交通企画・モノレール推進課 環境課	○
自転車・EV等の低炭素モビリティの推進	公用車の低燃費化、庁用自転車の活用を図ります。また、EV等の低炭素モビリティの推進を行います。 さらに、自転車活用の総合的な推進のため、自転車の利用促進に向けた検討を行います。	環境課 総務契約課 交通企画・モノレール推進課	○
低炭素建築物・省エネ改修の推進	低炭素建築物の推進、省エネ改修の支援、それらに関する情報発信を行います。	環境課 産業観光課	○
グリーンカーテンなどの緑化推進	緑化の推進に関する啓発を行います。	環境課	○

●環境指標

【総務契約課、環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
公用車における低公害車の導入割合（％）	33.0 (平成 26 年度)	※ 60.0	47.7

※ 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和 7 年度達成目標）

【総務契約課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
庁用自転車の台数（台）	2 (平成 26 年度)	26	26

※ 台数については、基準年度は総務契約課のみの台数、令和元年度は全ての台数。



【交通企画・モノレール推進課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
市内循環バスの 1 便当たりの輸送人数 (人／便・年)	5 (平成 26 年度)	※ 6	5
乗合タクシー「むらタク」の利用者数 (人／年)	3,520 (平成 26 年度)	※ 4,500	3,498

※ 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和 7 年度達成目標）

④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を

●現状と課題

世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃以内にとどめられたとしても、我が国において気温の上昇、降水量の変化、極端な気候の変化などの影響が生ずる恐れがあり、その影響への適応を計画的に進める必要があります。

「IPCC第5次評価報告書統合報告書」では、温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす適応策の取組が必要とされており、また、国では適応計画が策定され、緩和策に加え、適応についても強化していく必要があるとしています。

また、気温の変化は本市の重要な産業である農作物への影響も想定されます。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	気候変動に関する情報収集、情報提供を行うとともに、地域への影響について継続的に情報収集に努めます。	環境課 産業観光課	○

基本施策柱3 4Rの推進

●環境目標

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

① ごみの発生抑制と排出抑制の促進

SDGsのゴールとの関連



11. 住み続けられるまちづくりを

●現状と課題

廃棄物に関連する各指標は横ばいの状態が続いていることから、より一層のごみの排出量の抑制、資源の再使用、リサイクル対策、不法投棄対策に取り組む必要があります。

また、市民・事業者それぞれに対する普及啓発を行い、連携を図りながら、取組をより一層進める必要があります。

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援	市民がごみの排出量の少ない商品を購入したり、生ごみの水切りや行事等で使用する紙コップに代わるマイカップの使用促進など身近な取組の普及啓発を進めます。 また、4Rを推進するための身近な例での普及啓発を行います。	ごみ対策課	○
自主的なごみ減量に対する支援	「資源回収奨励金制度」などの充実を図り、取組を支援します。	ごみ対策課	○
家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入	家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画を策定し、円滑な導入を図ります。	ごみ対策課	○

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
事業者に対する要請、指導等	事業活動におけるごみの発生抑制の要請を行います。 また、事業系ごみの詳細な排出状況の把握、指定収集袋での排出の徹底、多量排出事業者への指導を行い、発生抑制に努めます。	ごみ対策課	○
拡大生産者責任の要請	生産者が一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について国等に働きかけを行います。	ごみ対策課	○

●環境指標

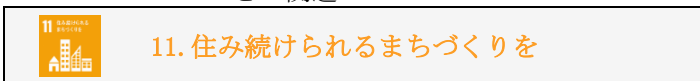
【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
排出物原単位（総排出量÷年度末人口÷年間日数）（g/人・日）	805.2 （平成26年度）	※ 660.0 以下	785.0

※ 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）

② 資源化の推進

SDGsのゴールとの関連



●現状と課題

廃棄物に関連する各指標は横ばいの状態が続いていることから、より一層のごみの排出量の抑制、資源の再使用、リサイクル対策、不法投棄対策に取り組むことが必要です。

また、ごみと資源の分別の徹底のため、市民向けには多様なスタイル（市報やスマートフォンアプリ等情報機器活用）での情報発信が必要です。

リサイクル対策について、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、市内8箇所の公共施設への回収ボックスの設置や東京たま広域資源循環組合と連携を図り、エコセメント事業を行っています。

なお、生ごみたい肥化モデル事業については、平成30年度に検証した結果、事業を廃止しています。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
ごみと資源の分別の徹底	ごみと資源の分別の徹底を図るため、分別方法の情報提供等を行います。 また、廃棄物減量等推進員と連携を図りながら、普及啓発活動を行い、資源化を推進します。	ごみ対策課	○
資源回収奨励金制度の充実	資源回収奨励金制度の紹介や効率的な運用を行い、積極的な実施の働きかけを行います。	ごみ対策課	○
資源品目の拡大	各家庭で生ごみの消滅処理ができる処理容器である生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」モニター事業を検証し、生ごみの資源化に向けた取組を進めます。	ごみ対策課	○
再生品の利用の促進	再生品の使用（グリーン購入）について積極的に取り組みます。また、市民・事業者へも積極的に情報提供を行います。	ごみ対策課	○

●環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
リサイクル率（※1 エコセメント含む） （総資源化量÷総排出量×100）（%）	34.9 （平成26年度）	※2 37.6	32.5

※1 ごみを燃焼させて生じた焼却灰を原料に製造されたセメント

※2 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）

③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理

SDGsのゴールとの関連



●現状と課題

4Rを推進し、物をごみとしないことを優先しますが、一旦ごみとして排出されたものは、適正に処理することが必要です。これらのごみを処理する段階で環境への負荷の低減に配慮しながら、安全で安定したごみ処理の向上に努めることが必要です。

具体的には、排出事業者や収集運搬許可業者に対して、適正な排出及び収集運搬について指導を行うとともに、ごみ収集車の環境への負荷の低減を図る必要があります。

プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入の検討を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携を図りながら検討を行っています。

なお、資源物中間処理施設（平成31年4月稼働）及び不燃・粗大ごみ処理施設（令和2年4月稼働）については整備が完了しました。

また、ごみ焼却施設については、引き続き計画的に更新していく必要があります。

さらに、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場の延命化のため、最終処分量の削減に努めることが必要です

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
資源化・ごみ処理施設の整備	ごみ焼却施設の整備（更新）を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携を図りながら、計画的に進めます。	ごみ対策課 小平市、東大和市 及び小平・村山・ 大和衛生組合	
最終処分量の削減	最終処分量削減のための調査・研究を行い、ごみの発生抑制施策、中間処理段階における資源化を推進します。	ごみ対策課	○

●環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
最終処分量（※1 循環組合への搬入量）（t）	1,958 （平成26年度）	※2 モニター 指標とする。	1,910
最終処分量 （※1 循環組合への不燃ごみ埋立て量）（t）	30 （平成26年度）	※2 モニター 指標とする。	※3 0

※1 「循環組合への搬入量」は、焼却灰・不燃ごみの総量、また、「循環組合への不燃ごみ埋立て量」は、搬入量から焼却灰を除いた量。

※2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（平成30年度～令和9年度）（令和9年度達成目標）

※3 平成30年度は循環組合への搬入・埋め立てを中止し、民間委託により資源化を図った。

④ 不法投棄対策の推進

SDGsのゴールとの関連



11. 住み続けられるまちづくりを

●現状と課題

不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールにより、不法投棄防止活動を行っていますが、不法投棄件数は横ばいで推移しています。

引き続き、市民・事業者に対し、ごみの適正処理に関する普及啓発を行うとともに、抑止効果の大きい施策について調査研究を行うことが必要です。

●取組内容

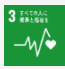




項目	主な内容	行政	市民※
不法投棄の監視・パトロールの実施	不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。特に、不法投棄が行われやすい場所については、重点的に行います。	ごみ対策課	
土地の所有者等に対する適正な管理の要請	空地の土地所有者等に対し、適正な管理を要請し、害虫発生抑制や不法投棄防止等に努めます。	環境課	○
市民・事業者の意識啓発の実施	市民からの申請による不法投棄看板の貸与や設置を実施したり、ごみの適正処理に関する普及啓発を行い、市民・事業者の意識の向上を図ります。	ごみ対策課	○

基本施策柱 4 生活環境の保全

●環境目標

環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさを守ろう

●現状と課題

法令に基づき、大気汚染・悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策、騒音・振動防止対策、有害化学物質対策に取り組んでいます。

具体的には、市内における定期的な調査、対象工場・事業所への指導を行いました。土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策では、環境にやさしい農業、雨水浸透・貯留装置の設置促進を行い、水の循環創出の取組を進めています。

また、道路舗装工事に伴い、旧来型のマンホールから騒音・防止型マンホールの設置を行いました。

地盤沈下については都と連携を図りながら状況把握に努めています。

今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、事業所・市民への情報提供、指導等を行うことが必要です。

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
定期的な調査・環境基準の達成	定期的に大気の調査、河川の水質調査、水生生物調査、河川水中のダイオキシン類調査、事業所に対する燃料検査、騒音・振動の調査を実施し、環境基準の達成に努めます。また、低騒音舗装の検討を進めます。	環境課 東京都	○
事業所等への監視・指導	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）に基づく工場や事業所への指導、市民等の通報により、都と連携を図りながら立入指導を行います。	環境課 東京都	○
横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策	横田基地周辺市町基地対策連絡会・立川飛行場環境対策会議において、関係機関に対し航空機騒音対策の要請を行います。	企画政策課 東京都 周辺市町	

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
生活騒音についての知識やモラル向上	ホームページ等により、生活騒音等についての知識やモラル向上のための情報提供を行います。 また、市民からの相談に対応します。	環境課	○

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
環境基準の達成 (遵守された項目／※モニタリング項目×100) (%)	90 (平成26年度)	100	96

※ モニタリング項目は、道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川におけるBOD濃度、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場・立川飛行場周辺航空機騒音である。

【環境課】

環境指標	【目標】環境基準0.06ppm以下を維持する。 単位：ppm		
道路沿道における二酸化窒素濃度	道路	調査地点	令和元年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	0.009
		第六分団車庫付近	0.009
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	0.014
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.021
		榑文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.020
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.014
		武蔵村山郵便局付近	0.014
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	0.007
	江戸街道	東京日産自動車販売榑北付近	0.013

環境指標																																																																						
残堀川における BOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。</p> <p>単位：mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士塚橋</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>中砂大橋</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和元年度	富士塚橋	0.7	中砂大橋	1.0																																																															
	調査地点	令和元年度																																																																				
	富士塚橋	0.7																																																																				
	中砂大橋	1.0																																																																				
空堀川における BOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。</p> <p>単位：mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>念仏塚橋</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>砂野橋</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和元年度	念仏塚橋	0.6	砂野橋	0.7																																																															
	調査地点	令和元年度																																																																				
	念仏塚橋	0.6																																																																				
	砂野橋	0.7																																																																				
地下水の 環境基準の 達成状況	<p>【目標】環境基準以下を維持する。</p> <p>単位：mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> <th>環境基準</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三ツ木一丁目 地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">残堀二丁目 地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中藤五丁目 地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中央二丁目 地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岸二丁目 地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	調査項目	環境基準	令和元年度	三ツ木一丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	0.012	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	残堀二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中藤五丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中央二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	岸二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002
	調査地点	調査項目	環境基準	令和元年度																																																																		
	三ツ木一丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		テトラクロロエチレン	0.01	0.012																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																		
		四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																		
	残堀二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																		
		四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																		
	中藤五丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																		
		四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																		
	中央二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																		
		四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																		
	岸二丁目 地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																		
		四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																		





環境指標						
道路交通騒音測定値	【目標】環境基準以下を維持する。					単位：dB
	道路	調査地点	区分	環境基準	要請限度	令和元年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	70	75	68
			夜	65	70	61
		第六分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	63
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	65
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	昼	70	75	67
			夜	65	70	64
		(株)文明堂東京武蔵村山工場東付近	昼	70	75	67
			夜	65	70	67
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	70	75	76
			夜	65	70	73
		武蔵村山郵便局付近	昼	70	75	70
			夜	65	70	66
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	65
	江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	昼	65	75	63
			夜	60	70	59

環境指標																																																																											
道路交通 振動測定値	<p>【目標】要請限度以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路</th> <th>調査地点</th> <th>区分</th> <th>要請限度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">青梅街道</td> <td rowspan="2">第一分団車庫付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第六分団車庫付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要地方道 第55号線</td> <td rowspan="2">大南一丁目バス停 付近</td> <td>昼</td> <td>70</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>65</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要地方道 第59号線</td> <td rowspan="2">三ツ藤住宅東バス 停付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(株)文明堂東京武蔵 村山工場東付近</td> <td>昼</td> <td>70</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>65</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新青梅街道</td> <td rowspan="2">桃ノ木歩道橋付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武蔵村山郵便局 付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般都道 第162号線</td> <td rowspan="2">第七分団車庫 付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">江戸街道</td> <td rowspan="2">東京日産自動車 販売(株)北付近</td> <td>昼</td> <td>65</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>60</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	道路	調査地点	区分	要請限度	令和元年度	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	65	41	夜	60	30	第六分団車庫付近	昼	65	33	夜	60	26	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停 付近	昼	70	43	夜	65	37	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス 停付近	昼	65	39	夜	60	36	(株)文明堂東京武蔵 村山工場東付近	昼	70	39	夜	65	38	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	65	47	夜	60	43	武蔵村山郵便局 付近	昼	65	50	夜	60	42	一般都道 第162号線	第七分団車庫 付近	昼	65	37	夜	60	30	江戸街道	東京日産自動車 販売(株)北付近	昼	65	34	夜	60	28
	道路	調査地点	区分	要請限度	令和元年度																																																																						
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	65	41																																																																						
			夜	60	30																																																																						
		第六分団車庫付近	昼	65	33																																																																						
			夜	60	26																																																																						
	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停 付近	昼	70	43																																																																						
			夜	65	37																																																																						
	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス 停付近	昼	65	39																																																																						
			夜	60	36																																																																						
		(株)文明堂東京武蔵 村山工場東付近	昼	70	39																																																																						
			夜	65	38																																																																						
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	65	47																																																																						
			夜	60	43																																																																						
武蔵村山郵便局 付近		昼	65	50																																																																							
		夜	60	42																																																																							
一般都道 第162号線	第七分団車庫 付近	昼	65	37																																																																							
		夜	60	30																																																																							
江戸街道	東京日産自動車 販売(株)北付近	昼	65	34																																																																							
		夜	60	28																																																																							
横田飛行場 周辺航空機 騒音測定値	<p>【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立第十小学校</td> <td>45.9</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和元年度	市立第十小学校	45.9																																																																						
調査地点	令和元年度																																																																										
市立第十小学校	45.9																																																																										
立川飛行場 周辺航空機 騒音測定値	<p>【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大南地区学習等供用施設</td> <td>42.2</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和元年度	大南地区学習等供用施設	42.2																																																																						
調査地点	令和元年度																																																																										
大南地区学習等供用施設	42.2																																																																										

※ この項の各評価について、環境基準以下はAとし、環境基準超をCとする。ただし、道路交通騒音測定値については、環境基準以下はA、環境基準超・要請限度以下はB、要請限度超はCとし、道路交通振動測定値については、要請限度以下はA、要請限度超はCとする。

② 新たな環境問題への対応

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさを守ろう

●現状と課題

国や都と連携を図りながら有害化学物質対策に取り組むとともに、有害化学物質に関する情報収集を行い、ホームページ・市報・災害情報配信メール等により情報提供を行っています。

今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、事業所・市民への情報提供や指導等を行うことが必要です。

また、新たな環境問題への対応や体制づくりを充実させていくことも重要です。

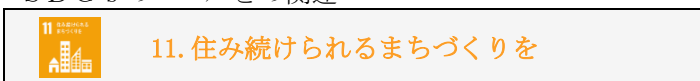
近年、気候変動の影響と考えられる局所的な豪雨や猛暑等による熱中症の発生なども懸念されることから、市域の状況についてできるだけ把握し周知に努めることが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
有害化学物質の使用抑制・適正管理	環境確保条例に基づき、適正管理化学物質取扱事業者に対し、使用量等報告書の提出を指導します。	環境課 東京都	○
アスベスト対策	都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加し、国や都と連携を図りながらアスベスト対策を進めます。	環境課 東京都	○
野焼きの規制と監視体制の強化	市報やホームページ等による周知・啓発を行うとともに、環境パトロールの実施、市民等の通報による指導を行います。	環境課	○
有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信	都及び関係機関のホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、防災行政無線及び武蔵村山市情報提供サービスの災害情報配信メールで、光化学スモッグ等に関する情報提供を行います。 地域の気温等に関する情報の把握方法について検討します。	環境課	

③ 快適環境の保全

SDGsのゴールとの関連



●現状と課題

クリーン作戦の参加人数は横ばいの状況が続いています。

一方、ごみの回収量は平成25年度に増加したものの、減少傾向にあります。

まちの美化については、市民・事業者との連携が重要であり、参加者層の拡大が課題です。

犬のふんの放置等の防止を図るため、令和元年度から放置されたふんの周りに黄色いチョークで円を描き、確認時刻等を記載しておくことで、再度犬の散歩に来た飼い主に対し、ふんを放置したことへの罪悪感を与えることでマナーの向上を促す、イエローチョーク作戦を試行しています。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
まちの美化の推進	<p>クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。</p> <p>また、市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。</p> <p>令和元年度から、犬のふんの放置等の防止を図るため、イエローチョーク作戦を試行しています。</p>	ごみ対策課 環境課	○

●環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
クリーン作戦参加人数（人）	3,874 （平成26年度）	毎年、増加を目指します。	3,264
※不法投棄等のごみ回収量（kg）	990 （平成26年度）	毎年、減少を目指します。	540

※ 武蔵村山市第二次環境基本計画に基づいた実績のため、クリーン作戦によるごみ回収量のみ計上している。

【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
犬のふんの放置防止パトロールの実施（回／年）	— （平成26年度）	※24以上	22

※2 第五次長期総合計画前期基本計画より（令和7年度達成目標）




基本施策柱 5 環境行動・教育の推進

●環境目標

環境活動への参加と次世代を育成する

① 環境に関する情報の収集・提供

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

環境に関する情報の収集・提供では、国・都からの情報提供及び他自治体の取組等を把握するとともに、市内に残る自然や文化財等の情報提供を行っています。

また、地域での体験学習では、環境フェスタの実施、地域の自然や文化等を題材とした体験学習、市民・事業者のマナー向上に向けたイベントを実施しており、市民・事業者へ環境に関する情報を継続して発信することが必要です。

引き続き、環境教育の推進を図ることに加え、行政だけでは取組が限られていることから、市民・事業者と連携を図り、環境学習を実施するなどの検討も必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
市内の自然や文化財等の情報提供	ボランティア・市民活動センターや市民等と連携を図りながら、市内に残る自然や文化財等の情報を積極的に収集するとともに、市報、ホームページ、歴史民俗資料館等を活用し情報提供を行います。	環境課 文化振興課 協働推進課	○
環境に関する情報の収集・情報の提供	国や都などからの環境に関する情報収集及び他自治体の取組等を把握し、市民や事業者へ情報提供を行います。 また、環境フェスタの実施等、環境に関するイベントの開催を行い、環境に関する情報を発信します。	環境課 文化振興課	○





●環境指標

【環境課、文化振興課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
広報による環境に関する情報の提供回（回）	17 (平成 26 年度)	毎年、維持又は増加を目指します。	20

② 学校・職場での環境教育

SDG s のゴールとの関連

	2. 飢餓をゼロに
	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

環境教育の一環として、平成24年度に全小中学校の校庭芝生化を行いました。

また、小学4・5年生を対象に、田植え等の体験学習の機会を設けたり、自然教室等の実施や学校職員への環境教育に関する研修を隔年で実施しています。

引き続き、環境教育の推進を図ることに加え、行政だけでは取組が限られていることから、市民・事業者と連携を図り、環境学習を推進するなどの検討も必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
体験学習を取り入れた環境教育の推進	市内の小中学生を対象に、水田学習や学校農園を活用し、様々な教科等の時間を活用した環境教育の推進を行います。	環境課 教育指導課	○
学校等への環境教育人材の派遣	環境課職員や環境ボランティア等の指導員を要請に応じて、派遣します。	環境課 文化振興課	○
学校職員への環境教育に関する研修実施	教育委員会等と連携を図りながら、環境研修会を開催します。	環境課 文化振興課 教育指導課	○

●環境指標




【環境課】

環境指標	基準年度	目標	令和元年度
環境学習会、親と子の環境教室の参加人数 (人)	58 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。	21

※ 環境学習会（春、秋）は、荒天及び新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった。

③ 市民・事業者等の環境活動の推進・支援

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

これまで、環境活動の推進として、消費・環境をテーマとした消費生活展の実施や出前講座を実施しました。また、クリーン作戦の開催等について市報及び自治会回覧等でPRしています。

一方、環境に関する市民・事業者の取組状況の把握が十分でないことから、状況把握をすることができる仕組の構築について、検討が必要です。

また、市はその取組を広くPRし、市域へ広げていくことが重要です。

市単独で、環境の取組を推進することは困難であるため、環境に関する団体や事業者の育成にも力を入れていく必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援	資源回収奨励金の交付、廃棄物減量等推進員制度やグリーンヘルパー制度等の運用により、地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。 また、ボランティア・市民活動センターを中心に、環境活動を行うボランティア・市民活動団体の支援に努めます。	環境課 ごみ対策課 協働推進課	○
地域での環境人材、環境団体の育成	出前講座や環境活動に参加する機会を創出し、ボランティア・市民活動センターを中心に、環境活動を行うボランティア・市民活動団体の支援に努めます。	環境課 協働推進課	○
環境活動把握、情報発信	市民・事業者の環境活動の取組を把握する仕組みを検討します。 また、取組をPRするため、情報提供や情報発信を積極的に実施します。	環境課 産業観光課 協働推進課	○